

日本経済新聞

10月31日
水曜日

発行所 日本経済新聞社
東京本社 電話(03)3270-0251
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
大阪本社 電話(06)7639-7111
名古屋支社 電話(052)243-3311
西部支社 電話(092)473-3300
札幌支社 電話(011)281-3211

アルミのことなら
日軽金

www.nikkeikin.co.jp

購読のお申し込み

☎ 0120-21-4946

https://www.nikkei4946.com/

日経電子版

https://www.nikkei.com/

お問い合わせ 7:00-21:00

☎ 0120-24-2146

新王座に斎藤七段

中村初防衛ならず 社会



直し条項が条件

民、入管法改正案を了承 4

韓国最高裁判決のポイント

- 強制動員被害者の慰謝料請求権は、日韓請求権協定の適用対象外
- 強制徴用を巡る日本の判決の効力は韓国に及ばない
- 韓国は日本から無償支援で3億ドルしか受け取っておらず慰謝料が含まれているとみなせない
- 原告に1億ウォンずつ慰謝料を払うよう命じた高裁判決を確定

新日鉄住金に命令

日本政府は戦後の日韓しかねない判断だとして、関係の法的基盤を揺るが強く反発している。韓国

【ソウル＝山田健一】第2次大戦中に強制労働をさせられたとして韓国人4人が新日鉄住金(旧新日本製鉄)に損害賠償を求めた訴訟の差し戻し上告審で、韓国大法院(最高裁)は30日、同社の上告を退ける判決を言い渡した。4人に請求全額の計4億ウォン(約4千万円)の支払いを命じたソウル高裁判決が確定した。日本政府は元徴用工の請求権問題は1965年の日韓請求権協定(3面きょうのことば)で解決済みとの立場で、同社も同様の主張をしたが認められなかった。

(関連記事2、3、8面に)

元徴用工へ賠償確定

韓国最高裁 日韓協定の対象外

人の請求権は行使できなくなっている」と判決とは異なる見解を示した。韓国での元徴用工による戦後補償訴訟で、日本

企業が賠償を命じた判決が確定するのは初めて。韓国の元徴用工支援団体

首相「あり得ない判断」

安倍晋三首相は30日、いく」と述べた。首相官邸で記者団に語った。河野太郎外相は同日、韓国の李承晩(イ・スンファン)駐日大使を召喚して呼び「極めて遺憾」と呼び「極めて遺憾」と抗議した。元徴用工の集

によれば、ほかに14の同様の訴訟で日本企業計約70社が被告となっている。30日の最高裁の判断によって、これらの訴訟でも日本企業の敗訴が相次ぐ可能性が高まりそうだが、さらに元徴用工による類似の訴訟が新たに起きる可能性もある。日韓が国交正常化に伴って締結した請求権協定は、両国と国民の間の請求権の問題を「完全かつ最終的に解決された」と

明記している。日本政府と韓国の歴代政権は個人の請求権についても同意定にもとづき解決済みとの立場を取ってきた。原告の元徴用工は新日鉄住金の源流である日本製鉄で働いた男性4人で、うち3人は死去している。05年に韓国で提訴し一審と二審は敗訴。07年に最高裁が「種民地支配に直結した不法行為に対する損害賠償請求権を協定の適用対象と見るのは困難」との初判を示し、一審判決を破棄して最高裁に差し戻した。これを受け13年にソウル高裁が請求通り計4億ウォンの賠償を命じ、新日鉄住金が不服として上告していた。

豪運用会社 3000億円で買収

三菱UFJ信託 残高は国内首位に

三菱UFJ信託銀行は、コモンウェルス銀行、用会社を買収する。買収後、国内金融機関として